大阪府造林補助金査定要領

大阪府造林事業補助金交付要綱に基づく造林補助金は、この要領による。

Ⅰ 補助金の査定

知事は、検査に基づいて補助金の査定を行う。補助金の査定は次に定めるところにより行う。

第１ 補助金額

1 森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、耕作放棄地等森林造成及び花粉発生源対策促進事業における補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

2 絆の森整備事業及び特定林地改良における補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。

3 森林空間総合整備事業における補助金額は、実行経費に補助率を乗じて求める

4 補助率は、「林業関係事業補助金等交付要綱」（昭和 47 年８月 11 日付け林野政第 640 号農林事務次官依命通知）によるものとする。

5 間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

6 査定単位の一部に、以下に掲げる間伐、更新伐又は一貫作業が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位、当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位又は当該一貫作業とその他の一貫作業の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

(1) 要領別表３の「コ 更新伐」のうち、森林病害虫の被害拡大防止のため実施し、施行地の面積１ha 当たりの伐採木の搬出材積が 100 ㎥を超えて実施した更新伐

(2) 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）１ha 当たりの伐採木の搬出材積が 10 ㎥に満たない間伐、更新伐又は一貫作業

(3) 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

(4) 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は一貫作業

第２ 査定係数

1 各事業の査定係数は、大阪府造林補助事業実施要領の別表３のとおりとする。

2 事業のうち森林経営計画等（森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第５条第１項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第１項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）又は同法第 51 条第１項に規定する権利集積配分一括計画（以下「一括計画」という。）をいう。以下同じ。）に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。

(1) 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）

(2) 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし又は倒木起こし

(3) 大阪府造林補助事業実施要領（以下、「実施要領」という。）の第１のⅠの２の(1)の「ア森林緊急造成」において除伐を実施した施行地で、その後気象害等の被害を受けた場合に不良木淘汰として実施する保育間伐及び更新伐

(4) 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良

3 実施要領別表３の森林環境保全直接支援事業の(2)の(ｲ)「森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの」には、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。

4 以下のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。

(1) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの

(2) 実施要領別表３における森林環境保全直接支援事業の(3)の(ｱ)において査定係数 90 で実施する「人工造林及び樹下植栽等」の伐採造林届出書に基づいて行うもの

(3) 実施要領別表３における森林環境保全直接支援事業の(3)の(ｲ)において査定係数 90 で実施する「下刈り」等の施業代行者が実施するもの

5 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。

(1) 森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う場合

(2) 隣接林班内で当該計画に基づいて行う場合

6 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画又は一括計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に、大阪府造林補助事業実施要領の運用（以下、「運用」という。）の別表の「22 森林経営計画意向確認書」を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。

7 森林環境保全直接支援事業の人工造林のうち、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採において、事業主体が伐採造林届出書を提出しなかったことに際し事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うことができるものとする。

第３ 標準経費

１ 「標準経費」は、事業内容ごとに付表１に掲げる経費を対象とし、その算定に当たっては、標準単価に事業量を乗じて求める。

２ 知事は「標準経費」の算出にあたっては調整率を乗じて求めることができる。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する 1 未満の係数とする。

３「標準経費」の算出に当たり、７齢級以下の森林のみからなる施行地において、車両系集材システムにより実施要領別表２－１の「ケ 間伐」を初めて行う場合、間伐方法にかかわらず、列状間伐に係る標準単価を用いて算定する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を 20％未満とすることが適切と判断される施行地についてはこの限りでない。

４ 「標準経費」の算出に当たり、実施要領別表 2－1 の「ケ 間伐」の補助対象面積１ha 当たりの伐採木の搬出材積上限は、実施要領別表２－１の「ケ 間伐」に関わらず、60 ㎥/以下で知事の定める材積とする。

５ 事業主体が大阪府である場合、「標準経費」は「実行経費」とする。

６ 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち次項により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、実行経費が標準経費より低い場合は「標準経費」は「実行経費」と読み替えるものとする。

７ 都道府県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち、別に知事が定める標準単価に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、次の(1)と(2)を加算した額又は(3)に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあっては補助率を乗じて）求めるものとする。

(1) 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）に基づき算出される経費

(2) 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費

(3) 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

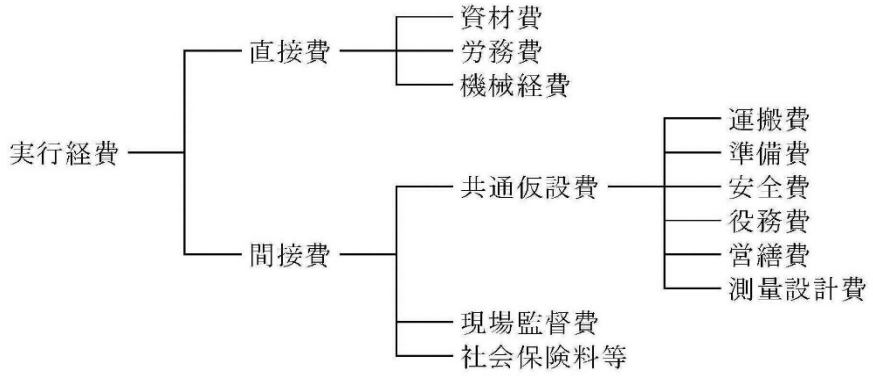
第２の５から７について

<table>
<tr><td></td><td>事業主体</td><td>自ら実施</td><td>請負に付して実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">全施業種</td><td>大阪府</td><td>実行経費</td><td>実行経費</td></tr>
<tr><td>市町村</td><td rowspan="2">標準経費</td><td>①と②のどちらか低い額
①標準経費
②実行経費</td></tr>
<tr><td>その他
事業主体</td><td>標準経費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準断面または
標準設計が適用
できない部分が</td><td>市町村</td><td rowspan="2">設計積算容
量算出経費
と標準経費</td><td>①と②のどちらか低い額
①設計積算容量算出経費と標準経費を合算した額
②実行経費</td></tr>
<tr><td>その他
事業主体</td></tr>
</table>

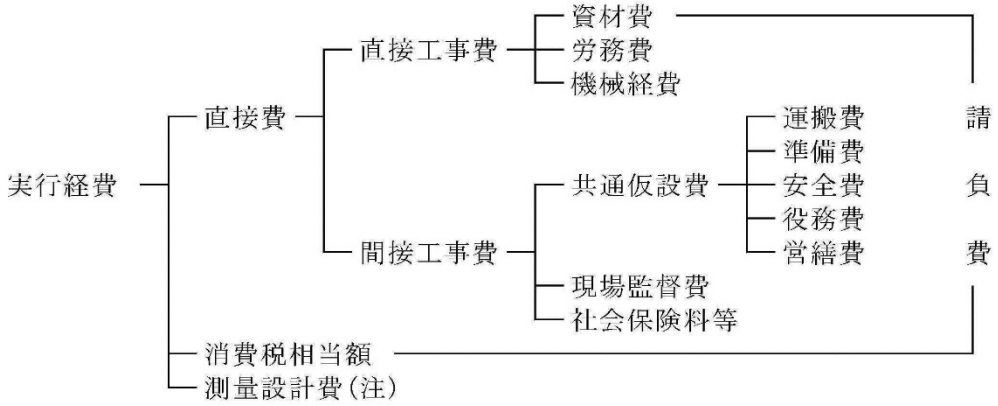
ある森林作業道		を合算した額	

8 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は本査定要領に準ずるものとす　る。ただし、請負に付して実行する場合にあっては、森林整備保全事業設計積算要領に準ずることができるものとする。

(1) 事業主体自ら実施する場合



(2) 事業主体が請負に付して実行する場合



（注） 測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

9 「事業量」は、実際に作業を行った面積等とする。間伐、更新伐、一貫作業の施行地に係る事業量は、既設の森林作業道（「大阪府森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

１０ 気象害等による被害森林で行う森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業区域面積とする。

第４ 標準単価

1 標準単価は付表１の対象経費に基づき、直接費及び共通仮設費からなる。

(1) 標準単価の算定に当たっては、林野庁が別途定める作業工程を用いること。また、林野庁が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程

を用いて行うものとする。

(2) 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれる場合や当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。

(3) 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあっては、これに適用する標準単価を定めることができる。

(4) 標準単価の算定に用いる作業工程（林野庁が提示するものを除く。）については、知事は実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、ウェブサイト等で積極的に公開する。

(5) 機能回復整備事業のうち、花粉発生源対策促進事業については、次に掲げる内容を踏まえて定めるものとする。

ア 標準単価の構成因子は、支障木等伐倒費、搬出集積費、苗木代、苗木運搬費及び植付け費を基準とする。

イ 施行地の面積１ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 ㎥を上限として、その数量に応じて定める。

付表１　標準単価の対象経費

事業内容	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、雑草木除去費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定機能回復事業に限る。）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
一貫作業	支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
防火林帯整備	支障木等伐倒費、搬出集積費
緩衝林帯整備	不用木除去費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

（注）苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

（注）搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

２ 直接費

直接費は事業の実行に直接必要な費用であり、次に掲げる費用を含むものとし、必要に応じて、消費税相当額を加算できる。なお、これらの経費のうち、標準工程において諸雑費として見込んでいるものについては、その算定方法に従う。

(1) 資材費

事業の実行に直接必要な苗木、燃料、消耗品等の購入費及びこれらの運賃等の費用とし、その算定は次による。

ア 数量

事業内容に応じた単位事業量（1 ha、1 m、1 箇所等）当たりに必要とされる数量とする。

イ 価格

原則として、生産者の見積価格等により把握した価格と、前年度に実施した事業の実績により把握した価格のうち最低のものを比較して、いずれか低い方を用いる。ただし、物価資料等により最新の市場価格を用いることもできる。なお、前年度に実施した事業の実績により把握する際は、資材購入に係る領収書等を事業主体から提出させることなどにより行うものとする。

(2) 労務費

事業の実行に直接必要な作業に係る労務の費用とし、その算定は次による。

ア 数量

事業内容に応じた単位事業量（1 ha、1 m、1 箇所等）当たりに必要とされる数量とする。

イ 労務単価

原則として「公共工事設計労務単価」による。

(3) 機械経費

事業の実行に必要な機械の使用に要する費用（資材費、労務費を除く。）とし、その算定（標準単価設定通知による作業工程のうち機械の使用に要する費用を見込んでいるものを用いる場合における当該作業工程において見込まれている費用の算定を除く。）は森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成 11 年 4 月 11 日付け 11 林野計第 134 号林野庁長官通知）に基づき又はこれを準用して算定するものとする。

3 共通仮設費

共通仮設費は次に掲げる費用とし、その額は直接費の合計額の 8.4%（森林作業道の開設、改良及び復旧については 10.7%）に相当する額とする。また、労働災害等の発生時に消防や救急機関等への緊急連絡体制を確保するため、衛星通信機器等の活用を行った場合、直接費の１％に相当する額を共通仮設費とは別に加算することができる。なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）に基づく激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準による指定を受けた森林災害の復旧に係る事業として、実施要領別表 2-1 のアからウ並びにこれらと一体的に実施されるセ及びソの事業であることを知事が確認した上で実施する場合に限り、遠方から作業員を確保する際に宿泊費等が掛かり増しとなる場合においては、知事がその根拠を明らかにして設定した割合に直接費を乗じて得られる額を共通仮設費とは別に加算することができる。

(1) 運搬費

事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用

(2) 準備費

事業の実行に必要な準備及び後片付けに要する費用、丁張等に要する費用、伐開・除根・除草等に要する費用のうち直接費に含まれないもの

(3) 安全費

事業の実行に必要な交通管理等に要する費用、安全施設等に要する費用、安全衛生管理等に要する費用、安全対策等に要する費用

(4) 役務費

土地の借上げ等に要する費用、電力、用水等の基本料金、そのほか施業上必要な役務等に要する費用

(5) 営繕費

現場事務所等の営繕に要する費用、労働者宿舎の営繕に要する費用、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用、監督官事務所、監督官宿舎の営繕に要する費用、火薬庫、火工品庫の営繕に要する費用、労働者の輸送に要する費用、工事監督に必要な車両及び舟艇に要する費用、前記に係る土地、建物の借上げに要する費用、そのほか施業上必要な営繕等に要する費用

(6) 測量設計費

事業の実行に必要な測量・設計に要する費用

4 事業内容別の標準単価の設定基準

(1) 人工造林及び樹下植栽等

ア 地拵えの標準単価

森林の状況等に応じて、植生区分に該当する標準工程を用いて設定することを基本とするが、植生区分ごとの森林の面積により加重平均して、単一の標準単価を定めることもできる。

なお、造林の省力化・低コスト化のため、機械地拵えに係る標準単価については、必ず定めることとする。

イ 植栽の標準単価

標準単価の設定においては、植栽本数の区分ごとに設定する。植栽本数の区分の上限は1 ha 当たり 3,000 本とする。ただし、次のすべてを満たす場合に限り、4,000 本を上限とすることができる。

(ｱ) 大阪地域森林計画における「人工造林の植栽本数に関する指針」として 1 ha 当たり 4,000 本以上の植栽本数が示されている樹種及び仕立て方法であること。

(ｲ) 過去 3 年間に森林環境保全整備事業において、アの本数以上の植栽が行われた実績があること。

なお、造林の省力化・低コスト化のため、1ha 当たり 2,000 本以下の低密度植栽に係る標準単価については必ず定めること。

ウ 補植の標準単価

イにより定める標準単価とは別に、1 ha あたり 1,500 本 を上限として定めることができる。

(2) 下刈り

標準工程を用いて定めることを基本とするが、下刈りに係る総経費の縮減に資することが確実である場合には、標準外工程を用いて、薬剤下刈りの標準単価を別途定めることができる。

なお、造林の省力化・低コスト化のため、筋刈りに係る標準単価については、必ず定めることとする。

(3) 除伐

標準単価の設定においては、森林の状況等を踏まえ、除伐に示す「除伐」又は「侵入竹除去」のうち、いずれかの標準工程を選択する。なお、主として林地への侵入竹を除去する侵入竹除去については、竹の植生状況(ha 当たりの本数)に応じた複数種類の標準単価を定めることができる。

(4) 保育間伐

ア 保育間伐の標準単価

チェーンソーを使用した場合に係る標準工程（保育間伐に示す「選木」及び「伐倒等」）を用いて定めることを基本とする。ただし、森林の状況等に応じ、保育間伐に併せて侵入木等の刈り払いを行うことが必要と見込まれる場合には、標準外工程を用いて、当該作業に係る工程を加算した標準単価を別途定めることができる。

イ 侵入竹の除去

主として侵入竹除去を行う場合の標準単価として、アによらず「除伐」に示す「侵入竹除去」の標準工程を用いて標準単価を定めることができる。この場合、竹の植生状況（ha 当たりの本数）に応じた複数の標準単価を定めることができる。

ウ 7 齢級を超える林分で行う保育間伐の標準単価

(ｱ) 保育間伐のうち、7 齢級を超える林分において行うものについては、造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について（令和 7 年 3 月 25 日付け 6 林整整第 863 号林野庁森林整備部整備課長通知）に示す保育間伐の標準工程又は、知事がその根拠を明らかにしたうえで把握した標準外工程を用いて、伐倒等（伐倒木を地面に引き落とすまでの作業、伐倒木の移動を抑える程度までの枝払、及び片付等の作業を含む。）の標準単価を定めることができる。その際、保育間伐における伐採の本数については、(５)のウの(ｱ)において設定する間伐の伐採本数を上回らないようにする。

なお、森林の状況等に応じ、保育間伐と併せて雑灌木の刈り払いを行う必要がある場合には、標準外工程を用いて、当該作業に係る工程を加算した標準単価を定めることができる。

(5) 間伐

ア 間伐の標準単価

標準単価の設定においては、現地の実態を踏まえ、「間伐」に示す各標準工程を用いて定める。

イ 算定に用いる因子

間伐の標準単価の算定に用いる各種因子は、育成単層林の間伐を前提として以下により設定する。

(ｱ) 1 ha 当たりの伐採本数については、森林の状況等に応じて標準的な本数を設定する

こと。なお、間伐率については、20%以上で定めること。

(ｲ) 間伐方法については、定性間伐、列状間伐の別に設定すること。なお、間伐の省力化・低コスト化のため、列状間伐に係る標準単価については、必ず定めることとする。

(ｳ) 間伐木の平均胸高直径については、森林の状況等に応じて 22cm 未満、22cm 以上 28 ㎝未満、28 ㎝以上のいずれかを選択すること。

(ｴ) 間伐木の樹種については、代表的なものを選択し、当該樹種に係る平均胸高直径の標準工程を用いることを基本とするが、各樹種別の平均胸高直径の標準工程を森林面積により加重平均して用いることもできる。

(ｵ) 1 ha 当たりの伐採木の搬出材積については、実態に応じて数量の区分を定める。なお、森林の状況等を踏まえ、数量の区分に応じた(ｱ)及び(ｳ)の因子を設定することができる。

ウ 雑灌木の刈り払いの加算

森林の状況等に応じ、間伐と併せて雑灌木の刈り払いを行うことが必要と見込まれる場合には、標準外工程を用いて当該作業に係る工程を加算した標準単価を定めることができる。

エ 末木枝条等の搬出

運用第２の７の(５)のただし書きにより、知事が搬出材積に末木枝条や根本部（以下、「末木枝条等」という。）を含めることを認めた場合には、間伐については、実施要領の別表 2－1 のケ、更新伐については実施要領の別表２－１のコに定める上限の範囲内で、標準外工程を用いて、丸太と合わせて末木枝条等を搬出する標準単価を定めることができる。

オ 搬出材積が 10 ㎥/ha に満たない間伐

施行地の面積（除地等により施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）１ha 当たりの伐採木の搬出材積が 10 ㎥に満たない間伐については、造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について（令和７年３月 25 日付け６林整整第 863 号林野庁森林整備部整備課長通知）に示す保育間伐の標準工程又は、知事がその根拠を明らかにしたうえで把握した標準外工程を用いて、伐倒等（伐倒木を地面に引き落とすまでの作業、伐倒木の移動を抑える程度までの枝払、及び片付等の作業を含む。）の標準単価を定めることができる。

カ 侵入竹の除去

間伐において主として侵入竹除去を行う場合には、「除伐」に示す「侵入竹除去」に示す標準工程を用いて標準単価を設定することができる。この場合、竹の植生状況（ha 当たりの本数）に応じた複数の標準単価を定めることができる。

キ 長距離スパン架線その他集材

急傾斜地等で路網による作業システムの導入が困難であって、かつ、長距離スパン架線その他集材方法が経済性をはじめ、環境面、安全面等で優位となる地域にあっては、標準単価を別途定めることができる。なお、標準単価の設定に当たって、標準工程によりがたい場合には、第１の２のなお書きにある単価の高低にかかわらず、造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について（令和７年３月 25 日付け６林整整第 863 号林野

庁森林整備部整備課長通知）の「間伐」に示す「集材（架線）」の標準工程（ただし、平均胸高直径の区分は別添１の「間伐」に示す「集材（架線）」の区分に準ずる。）又は、知事がその根拠を明らかにした上で把握した標準外工程を用いて定めることができる。

ク 育成複層林での間伐

育成複層林の間伐に係る標準単価は、育成単層林の間伐に係る標準単価と同額とする。

(6) 更新伐

更新伐の標準単価に用いる各種因子の設定は、間伐に準じ、以下により設定する。

ア 伐採本数

１ha 当りの伐採本数については、森林の状況等に応じて標準的な本数を設定すること。

イ 伐採率

伐採率については、実態に応じて 70%以下で定めること。なお、面的複層林施業については、面的複層林施業の実施について（令和６年３月 29 日付け５林整整第 925 号林野庁長官通知）等に基づき定めること。

ウ 伐採方法

伐採方法については、定性伐採、帯状伐採、群状伐採、の別に設定することができる。なお、帯状伐採、群状伐採については、標準外工程を用いることができる。

エ 伐採木の平均胸高直径

伐採木の平均胸高直径については、森林の状況等に応じて 22cm 未満、22cm 以上 28 ㎝未満、28 ㎝以上のいずれかを選択すること。

オ 伐採木の樹種

伐採木の樹種については、代表的なものを選択し、当該樹種に係る平均胸高直径の標準工程を用いることを基本とするが、各樹種別の平均胸高直径の標準工程を森林面積により加重平均して用いることもできる。

カ 侵入竹の除去

更新伐において、主として侵入竹除去を行う場合には、「除伐」に示す「侵入竹除去」の標準工程を用いて標準単価を設定することができる。この場合、竹の植生状況（ha 当たりの本数）に応じた複数の標準単価を定めることができる。

(7) 一貫作業

一貫作業の標準単価は次に掲げるア～ウを組み合わせて設定するものとする。

ア 伐倒、集積搬出

標準工程を用いる。ただし、選木に係る標準工程の加算はできない。

集積搬出については、現地における作業システムの導入状況を踏まえ、「間伐」に示す「集材（グラップル）」から「集材（フォワーダ）」の標準工程の組み合わせ又は、「集材（架線）」の標準工程のいずれかを選択する。

イ 地拵え

標準工程を用いる。

ウ 植栽

標準工程を用いる。ただし、植穴掘付・植付についてはコンテナ苗又はコンテナ苗（大苗）の標準工程を用いることとし、苗木運搬についてはフォワーダによる運搬の標準工程

を用いること。

(8) 防火林帯整備

防火林帯整備の標準単価は、「間伐」に示す標準工程を用いて設定するものとする。ただし、選木に係る標準工程の加算はできない。

集積搬出については、現地における作業システムの導入状況を踏まえ、「間伐」に示す「集材（グラップル）」から「集材（フォワーダ）」の標準工程の組み合わせ又は、「集材（架線）」の標準工程のいずれかを選択する。

(9) 緩衝林帯整備

緩衝林帯整備の標準単価は、「除伐」の標準工程を用いる。なお、森林の状況等に応じ、雑草木の刈り払いや片付けを行うことが必要と見込まれる場合には、標準外工程を用いて当該作業に係る工程を加算した標準単価を定めることができる。

(10) 付帯施設等整備

ア 標準設計の設定

付帯施設等整備は、森林の状況等に応じて、事業の目的を達成するために必要となる最低限の性能を確保する仕様により標準設計を設定すること。

イ 付帯施設等整備の標準単価

付帯施設等整備の標準単価は、標準工程及び標準設計を用いて定める。ただし、標準工程によりがたい場合は、その根拠を明らかにした上で、標準外工程を用いて定めることができる。また、荒廃竹林整備の標準単価の設定に当たっては、竹の植生状況（ha 当たりの本数）に応じた複数の標準単価を定めることができる。

(11) 森林作業道

ア 土工の標準単価

土工については、延長１ｍ当たり 3,000 円以内で傾斜や土質に応じていくつかの標準断面を設定し、これらに基づき標準単価を設定すること。

イ 土工以外の簡易な構造物の標準単価

土工以外で簡易な構造物が必要な場合は、当該部分に限り、延長１ｍ当たり 3,000 円以内（土工と同程度の単価の範囲内）で、標準設計により標準単価を設定すること。

ウ 標準断面及び標準設計が適用できない場合の設計

地形や地質、土質の条件から、ア、イの標準断面及び標準設計が適用できない部分については、森林整備保全事業設計積算要領に基づき設計するほか、ア、イでは効率的な搬出が著しく困難な場合に限り、これらによらない標準断面、標準設計を設定することができる。

第５ 間接費

標準単価に加算することのできる間接費は現場監督費、事務費及び社会保険料等とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 現場監督費

事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者（当該作業の一部又は全部が個人（一人親方等）の受託又は請負により実施される場合

の当該個人であって、実質的に当該作業の一部又は全部を委託し又は請け負わせる者の管理・監督下に置かれる者（以下「個人受託者」という。）を含む。以下「現場労働者」という。）の管理等のために必要な費用とし、次の費用を含むものとする。

ア 労務管理費

現場労働者に係る次の費用

(ｱ) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）

(ｲ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用

(ｳ) 直接費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

(ｴ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(ｵ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

イ 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生管理（安全訓練、安全大会、安全教育、災害対策訓練等）に要する費用

ウ 租税公課

固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課（Ⅰの第４の２の(3)に掲げる機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる租税公課を除く。）

エ 保険料

自動車保険、工事保険、組立保険、請負業者賠償責任保険、労働災害総合保険、火災保険その他の損害保険の保険料（(2)の社会保険料等に含まれる社会保険料及びⅠの第４の２の(3)の機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる保険料を除く。）

オ 従業員給料手当

現場従業員（現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。以下同じ。）及び補助従業員（現場従業員を補助し、その事務に従事する者をいう。以下同じ）の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。）

カ 退職金

現場従業員及び補助従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額（(2)の社会保険料等に含まれる退職金共済制度に基づく事業主負担額を除く。）

キ 福利厚生費

現場従業員及び補助従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

ク 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

ケ 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(2) 社会保険料等

現場従業員及び現場労働者及び補助従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分（労災保険の特別加入制度に係る保険料を

含む。）並びに退職金共済制度（林業退職金共済制度（林退共）、建設業退職金共済制度（建退共）、中小企業退職金共済制度（中退共）等）の掛金とする。

(3) その他

補助従業員の事務には、造林補助金の申請等に係る事務は含まれない。

2 現場監督費の加算について

現場監督費は、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合に限り加算できるものとし、その額は標準単価の 21％に相当する額とする。

また、熱中症対策として、７月１日から９月 15 日までの期間が、事業期間の過半を占める施業においては、標準単価の１％に相当する額を現場監督費とは別に間接費に加算することができる。さらに、林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について（令和７年３月 21 日付け６林政経第 365 号経営課長・森林利用課長通知）に基づき、事業主体が、技能者が３割以上在籍するものとして都道府県により公表又は把握されている場合は、標準単価の１％に相当する額を現場監督費とは別に間接費に加算することができる。

なお、当該現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合に限り、現場監督費を加算できるものとする。

3 社会保険料等の加算について

社会保険料等については、施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度）の加入状況に応じ表 1 に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、標準単価に表２に示す率を乗じた額を加算できるものとする。

（表１）

		加入している場合の点数
労災保険		６点
雇用保険		１点
健康保険		５点
厚生年金保険		１０点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	２点
	中小企業退職金共済制度	３点

（表２）

平均点数	加算率
１点以上　　７点未満	３％
７点以上　１３点未満	１０％
１３点以上　２３点未満	１３％
２３点以上	１８％

第６　その他

１　森林経営計画に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。

(1) 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）

(2)　当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし、倒木起こし並びに保育間伐及び更新伐であって運用の第２の６の(2)の【森林緊急造成による除伐】により気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施するもの

(3)　当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良。なお、運用の第２の１０の(4)の【改良の内容】に定める内容であること。

２　間伐及び更新伐について森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。(3)において同じ。）を含む。

３　間伐及び更新伐について森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの、造林及び樹下植栽等について平成 24 年３月 31 日以前に行われた樹木の伐採の跡地において計画策定者等が伐採造林届出書に基づいて行うもの、及び、除伐、保育間伐、間伐、更新伐について要間伐森林において施業代行者が実施するものには、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業（当該施業の対象森林で実施されるものに限る。）を含む。

４　造林及び樹下植栽等について、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかったことについて、事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うこととする。

５　水田跡地における人工造林等の補助対象経費には付表１に定める構成因子以外に、鋤床層の破砕、排水層の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めて差し支えないものとする。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立又は変更するものとする。

６　災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち造林補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして造林補助金を交付して差し支えない。この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。